

広島県告示第百六十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域				
広島県大竹市栗谷町大栗林、同市栗谷町小栗林、同市栗谷町広原、同市栗谷町後原、同市栗谷町奥谷尻及び同市栗谷町谷和地内	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法
	玖島川支川(三五)	土石流	次の図のとおり	玖島川支川(三五)	土石流	次の図のとおり
	玖島川支川(三六隣一)	土石流	次の図のとおり	玖島川支川(三七a)	土石流	次の図のとおり
	玖島川支川(三七a)	土石流	次の図のとおり			
	玖島川支川(三七b)	土石流	次の図のとおり			
	玖島川支川(三七c)	土石流	次の図のとおり			
	玖島川支川(三八)	土石流	次の図のとおり			
	玖島川支川(三九)	土石流	次の図のとおり			
	玖島川支川(四〇)	土石流	次の図のとおり			
	玖島川支川(四一a)	土石流	次の図のとおり			
玖島川支川(四一b)	土石流	次の図のとおり	玖島川支川(四一b)	土石流	次の図のとおり	

八丁川（五 一一五）	土石流	次の図のとおり	八丁川（五 一一五）	土石流	次の図のとおり
八丁川（五 一一五隣）	土石流	次の図のとおり	八丁川（五 一一五隣）	土石流	次の図のとおり
八丁川（五 一一七）	土石流	次の図のとおり	八丁川（五 一一七）	土石流	次の図のとおり
玖島川支川 （六六一二）	土石流	次の図のとおり	玖島川支川 （六六一二）	土石流	次の図のとおり
玖島川支川 （六六一二隣）	土石流	次の図のとおり	玖島川支川 （六六一二隣）	土石流	次の図のとおり
玖島川支川 （六六一三）	土石流	次の図のとおり	玖島川支川 （六六一三）	土石流	次の図のとおり
玖島川支川 （六六一三隣）	土石流	次の図のとおり	玖島川支川 （六六一三隣）	土石流	次の図のとおり
玖島川支川 （六六〇九） c)	土石流	次の図のとおり	玖島川支川 （六六〇九） c)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所廿日市支所に備え置いて縦覧に供する。